

鵜沼地区にお住まいの皆様へ

2021年（令和3年）6月1日

津波災害警戒区域に指定後の津波避難対策に関する説明会の開催について

- 最大クラスの津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という基本理念のもとで、総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する「津波防災地域づくりに関する法律」（通称：津波法）が2011年12月に施行されました。
- 2021年3月22日、津波法に基づき、神奈川県から津波災害警戒区域（通称：イエローゾーン）の指定がされたことから、津波災害警戒区域に指定された後の津波避難対策についての説明会を次のとおり開催しますのでお知らせします。
- 新型コロナウイルス感染症の対策として、入場者数を制限するため電話申込制とし、実施時間も1時間とさせていただきます。（※申し込み者多数の場合は、同日に2回目を設定いたします。）
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、延期等変更をさせていただく場合があります。

●説明会

【開催日時】 2021年（令和3年）7月3日（土曜） 午前9時30分～10時30分

【開催会場】 鵜沼市民センター ホール（先着70名）※電話申し込み
藤沢市鵜沼海岸2丁目10番34号（裏面の会場案内図ご参照）

【説明内容】 津波災害警戒区域に指定された後の、市の津波避難対策などについて説明を行います。

【申込方法】 ※2021年（令和3年）6月21日（月）から受付開始
平日午前8時30分～午後5時までの間（土・日・休日を除く）
に電話にて◆お名前◆ご住所◆連絡先をお伝えください。

申込先：鵜沼市民センター地域づくり担当 電話 0466-33-2001

※片瀬地区・辻堂地区にお住まいの方への説明会も、別途開催します。

●イエローゾーンについて

○平成27年に県が公表した津波浸水想定区域が津波災害警戒区域として指定されました。

○開発規制や土地利用規制はありません。

○基準水位が県から公表されました。

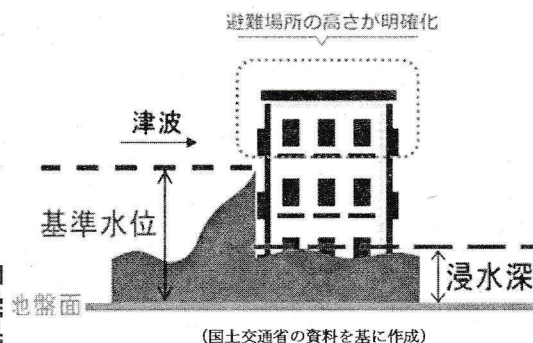
これまでの浸水深に加え、津波が建物に衝突した際のせりあがりを加えた0.1m単位の数値「基準水位」が、10m四方毎のエリアで分かります。

市のホームページや鵜沼市民センターにて確認ができます。

市ホームページ



県ホームページ



これまでに、いただいたご意見について

1) 津波災害警戒区域の範囲は？どこを見ればわかるのか？かなり拡大するとのうわさも聞いているが・・・

平成27年に神奈川県が津波浸水想定を公表した範囲と同じになります。

【警戒区域の存する住所】辻堂西海岸1～2丁目（一部除く）、辻堂西海岸3丁目、辻堂東海岸1丁目の一部、辻堂東海岸2～4丁目、辻堂太平台1～2丁目の一部、鵜沼海岸1～5丁目、鵜沼海岸6～7丁目（一部除く）、鵜沼松が岡1～5丁目（一部除く）、本鵜沼3～4丁目の一部、片瀬海岸1丁目（一部除く）、片瀬海岸2～3丁目、片瀬2丁目の一部、片瀬3～5丁目（一部除く）、鵜沼藤が谷2・3丁目の一部、江の島1・2丁目の一部、鵜沼海岸6～7丁目（一部除く）

津波災害警戒区域の範囲については、市のホームページや市民センターに配架してあります津波ハザードマップ（令和3年3月作成）で確認ができます。また、7月頃に市内全戸に配布する予定の防災小冊子にも掲載予定です。

2) 住民説明会ではどのような説明をするのか？

津波災害警戒区域に指定されたことによる今後の市の津波避難対策についてご説明させていただきます。

①津波ハザードマップについて

②地域津波避難マップの修正について など

3) コロナ禍で感染対策が必要な時に、説明会を行う必要があるのか？

地域住民からの関心が高い内容であることから、直接説明が必要と考えております。新型コロナウイルス感染症の対策として、事前申し込み制とし、十分に換気を行うなどの対策を取りつつ実施したいと考えています。

<説明会 会場案内図>

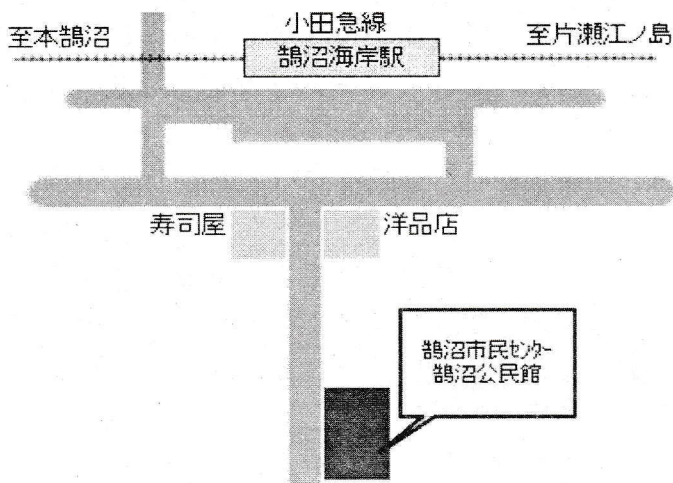
【説明会場】

鵜沼市民センター ホール

藤沢市鵜沼海岸2丁目10番34号

小田急「鵜沼海岸」駅から徒歩2分

※駐車スペースが少ないため、お越しの際は
公共交通機関をご利用ください。



●問合せ先

1 説明会について

藤沢市 防災安全部 危機管理課

電話 0466-25-1111（内線 2432）

2 申し込みについて

鵜沼市民センター 地域づくり担当

電話 0466-33-2001